

議案第91号

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、56,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,650,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年9月9日提出

伊勢市長 鈴木健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		9,834,446	6,948	9,841,394
	1 国庫負担金	6,290,418	106	6,290,524
	2 国庫補助金	3,477,323	6,842	3,484,165
18 県支出金		4,150,784	2,413	4,153,197
	1 県負担金	2,587,187	53	2,587,240
	2 県補助金	1,355,556	2,360	1,357,916
19 財産収入		48,192	177,130	225,322
	2 財産売却収入	308	177,130	177,438
21 繰入金		4,946,621	△191,159	4,755,462
	1 基金繰入金	4,872,071	△191,159	4,680,912
23 諸収入		844,397	58,157	902,554
	5 雑入	762,342	58,157	820,499
24 市債		3,240,600	3,000	3,243,600
	1 市債	3,240,600	3,000	3,243,600
歳入合計		56,594,424	56,489	56,650,913

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,759,248	2,122	4,761,370
	3 戸籍住民基本台帳費	352,693	2,122	354,815
3 民生費		23,344,164	2,927	23,347,091
	2 老人福祉費	4,794,626	2,927	4,797,553
6 農林水産業費		1,152,533	3,000	1,155,533
	1 農業費	788,583	3,000	791,583
7 商工費		356,647	11,000	367,647
	1 商工費	356,647	11,000	367,647
9 土木費		8,074,596	9,440	8,084,036
	6 住宅費	397,877	9,440	407,317
11 教育費		4,637,805	28,000	4,665,805
	2 小学校費	609,003	28,000	637,003
歳出合計		56,594,424	56,489	56,650,913

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	75,000
	5 都市計画費	街路整備事業	86,000

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額(千円)
就労準備支援等事業業務委託	自 令和6年度 至 令和9年度	60,480
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和6年度債務負担行為)	自 令和6年度 至 令和9年度	65,317

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額 (千円)	期間	限度額 (千円)
市道高向小俣線(宮川橋) 橋梁架替事業	自 令和6年度 至 令和13年度	5,702,400	自 令和6年度 至 令和13年度	6,842,400

第 4 表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額(千円)	
	補正前	補正後
緊急自然災害防止対策事業債	956,800	959,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	9,834,446	6,948	9,841,394
18 県支出金	4,150,784	2,413	4,153,197
19 財産収入	48,192	177,130	225,322
21 繰入金	4,946,621	△191,159	4,755,462
23 諸収入	844,397	58,157	902,554
24 市債	3,240,600	3,000	3,243,600
歳入合計	56,594,424	56,489	56,650,913

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	4,759,248	2,122	4,761,370
3 民生費	23,344,164	2,927	23,347,091
6 農林水産業費	1,152,533	3,000	1,155,533
7 商工費	356,647	11,000	367,647
9 土木費	8,074,596	9,440	8,084,036
11 教育費	4,637,805	28,000	4,665,805
歳 出 合 計	56,594,424	56,489	56,650,913

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2,122				
106	53			2,768
		3,000		
				11,000
4,720	2,360			2,360
				28,000
6,948	2,413	3,000		44,128

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	9,834,446	6,948	9,841,394
	1	国庫負担金	6,290,418	106	6,290,524
		1 民生費国庫負担金	6,287,988	106	6,288,094
	2	国庫補助金	3,477,323	6,842	3,484,165
		1 総務費国庫補助金	1,420,926	2,122	1,423,048
		6 土木費国庫補助金	1,446,361	4,720	1,451,081
18		県支出金	4,150,784	2,413	4,153,197
	1	県負担金	2,587,187	53	2,587,240
		2 民生費県負担金	2,583,546	53	2,583,599
	2	県補助金	1,355,556	2,360	1,357,916
		7 土木費県補助金	40,282	2,360	42,642
19		財産収入	48,192	177,130	225,322
	2	財産売払収入	308	177,130	177,438
		1 不動産売払収入	307	177,130	177,437
21		繰入金	4,946,621	△191,159	4,755,462
	1	基金繰入金	4,872,071	△191,159	4,680,912
		1 財政調整基金繰入金	3,770,000	△191,159	3,578,841
23		諸収入	844,397	58,157	902,554
	5	雑入	762,342	58,157	820,499
		4 民生費収入	179,115	58,157	237,272
24		市債	3,240,600	3,000	3,243,600
	1	市債	3,240,600	3,000	3,243,600
		4 農林水産業債	148,400	3,000	151,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 老人福祉費負担金	106	1 介護保険料低所得者国負担金
2 戸籍住民基本台帳費補助金	2,122	1 社会保障・税番号制度システム整備費国補助金
1 土木管理費補助金	4,720	1 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）
2 老人福祉費負担金	53	1 介護保険料低所得者負担金
3 住宅費補助金	2,360	1 木造住宅耐震補強等事業費補助金
1 土地売払収入	45,241	1 普通財産売払収入
2 建物売払収入	131,889	1 普通財産売払収入
1 財政調整基金繰入金	△191,159	1 財政調整基金繰入金
2 老人福祉費収入	58,157	1 介護保険特別会計繰出金精算による返納金
1 農業債	3,000	1 緊急自然災害防止対策事業債（排水施設分）

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	4,759,248	2,122	4,761,370	2,122	
	3	戸籍住民基本台帳費	352,693	2,122	354,815	2,122	
		1	戸籍住民基本台帳費	352,693	2,122	354,815	国庫支出金 2,122

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	2,122	1 戸籍住民基本台帳管理事業 (1) 戸籍住民システム管理経費	2,122 (2,122)

(款) 3 民生費
(項) 2 老人福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	23,344,164	2,927	23,347,091	159	2,768
	2	老人福祉費	4,794,626	2,927	4,797,553	159	2,768
		1	老人福祉推進費	4,794,626	2,927	4,797,553	国庫支出金 106 県支出金 53

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	2,927	1 介護保険特別会計繰出金 (1) 低所得者保険料軽減繰出金	2,927 (2,927)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林水産業費	1,152,533	3,000	1,155,533	3,000	
	1	農業費	788,583	3,000	791,583	3,000	
		7	湛水防除事業費	189,899	3,000	192,899	市債 3,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	3,000	1 土地改良施設維持管理事業 (1) 排水機維持管理経費	3,000 (3,000)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		商工費	356,647	11,000	367,647		11,000
	1	商工費	356,647	11,000	367,647		11,000
		3	産業支援推進費	66,315	11,000	77,315	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	11,000	1 産業支援推進事業 (1) 企業立地推進事業	11,000 (11,000)

(款) 9 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9	6	土木費	8,074,596	9,440	8,084,036	7,080	2,360
		住宅費	397,877	9,440	407,317	7,080	2,360
		2 住宅対策費	150,015	9,440	159,455	国庫支出金 4,720 県支出金 2,360	2,360

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	9,440	1 住宅対策事業 (1) 住宅・建築物耐震改修等促進事業	9,440 (9,440)

(款) 11 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11		教育費	4,637,805	28,000	4,665,805		28,000
	2	小学校費	609,003	28,000	637,003		28,000
		1	小学校管理費	453,914	28,000	481,914	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
10 需用費	28,000	1 小学校管理事業 (1) 小学校施設維持管理経費	28,000 (28,000)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
就労準備支援等事業業務委託	60,480			自 R 6 至 R 9	60,480	40,320			20,160
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和6年度債務負担行為)	65,317			自 R 6 至 R 9	65,317				65,317
市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替事業	6,842,400			自 R 6 至 R 13	6,842,400	3,763,320	2,771,100		307,980

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1 普 通 債	補正前の額	37,245,999	35,789,258	3,970,900	3,459,001	36,301,157
	補正額			3,000		3,000
	計	37,245,999	35,789,258	3,973,900	3,459,001	36,304,157
(4) 農 林 水 産 業 債	補正前の額	2,387,684	2,352,402	282,100	269,789	2,364,713
	補正額			3,000		3,000
	計	2,387,684	2,352,402	285,100	269,789	2,367,713
計	補正前の額	60,417,418	57,140,951	4,071,100	5,490,691	55,721,360
	補正額			3,000		3,000
	計	60,417,418	57,140,951	4,074,100	5,490,691	55,724,360

*当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

議案第92号

令和6年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、140,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,287,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月9日提出

伊勢市長 鈴木健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,823,164	2,927	2,826,091
	1 一般会計繰入金	2,353,996	2,927	2,356,923
7 繰越金		1	137,281	137,282
	1 繰越金	1	137,281	137,282
歳入合計		15,147,608	140,208	15,287,816

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸支出金		79,651	140,208	219,859
	1 償還金及び還付加算金	5,101	140,208	145,309
歳 出	合 計	15,147,608	140,208	15,287,816

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	2,823,164	2,927	2,826,091
7 繰越金	1	137,281	137,282
歳入合計	15,147,608	140,208	15,287,816

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	79,651	140,208	219,859
歳出合計	15,147,608	140,208	15,287,816

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				140,208
				140,208

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
6		繰入金	2,823,164	2,927	2,826,091
	1	一般会計繰入金	2,353,996	2,927	2,356,923
	4	低所得者保険料軽減繰入金	184,172	2,927	187,099
7		繰越金	1	137,281	137,282
	1	繰越金	1	137,281	137,282
	1	繰越金	1	137,281	137,282

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分低所得者保険料軽減繰入金	2,927	1 過年度分低所得者保険料軽減繰入金
1 前年度繰越金	137,281	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		諸支出金	79,651	140,208	219,859		140,208
	1	償還金及び還付加算金	5,101	140,208	145,309		140,208
		2 償還金	1	140,208	140,209		140,208

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	140,208	1 国庫支出金等返還金 (1) 国庫支出金等返還金	140,208 (140,208)

議案第93号

令和6年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

令和6年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年9月9日提出

伊勢市長 鈴木健一

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額(千円)
駐車場再編事業手法検討業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	21,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込み)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
駐 車 場 再 編 事 業 委 託 手 法 検 討 業 務 委 託	21,000			自 R 6 至 R 7	21,000			21,000	

議案第94号

令和6年度 伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	2,563,812	25,200	2,589,012
第1項	営業費用	2,425,627	25,200	2,450,827

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	275,603	8,650	284,253

令和6年9月9日 提出

伊勢市長 鈴木健一

令和6年度伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

(単位 千円)

款 項 目	支		出	
	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用	2,563,812	25,200	2,589,012	
1 営業費用	2,425,627	25,200	2,450,827	
2 配水及び給水費	366,541	25,200	391,741	職員給与費 8,650 備消耗品費 1,820 委託料 5,180 修繕費 9,550

令和6年度 伊勢市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	70,236
	減価償却費	892,688
	退職給付引当金の減少額	△6,204
	賞与引当金の増加額	352
	法定福利費引当金の増加額	9
	貸倒引当金の増加額	1,030
	特別修繕引当金の増加額	15,524
	長期前受金戻入額	△252,664
	受取利息	△1,678
	支払利息	74,329
	固定資産除却損	55,000
	未収金の減少額	12,642
	未払金の減少額	△42,337
	たな卸資産の増加額	△15,650
	預り金の減少額	△4,450
	小計	798,827
	利息の受取額	1,678
	利息の支払額	△74,329
	業務活動によるキャッシュ・フロー	726,176
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△1,882,309
	県補助金による収入	54,825
	一般会計からの繰入金による収入	45,440
	工事負担金による収入	49,774
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,732,270
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	736,000
	建設改良企業債の償還による支出	△411,487
	一般会計からの出資による収入	179,500
	財務活動によるキャッシュ・フロー	504,013
	資金減少額	△502,081
	資金期首残高	2,566,245
	資金期末残高	2,064,164

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 34	134,384	106,746	241,130	43,123	284,253
補正前	(7) 34	134,384	98,096	232,480	43,123	275,603
比較	(0) 0	0	8,650	8,650	0	8,650

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	19,422	508	1,482
	補正前	11,312	118	1,332
	比較	8,110	390	150

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 34	128,213	104,953	233,166	41,847	275,013
補正前	(4) 34	128,213	96,303	224,516	41,847	266,363
比較	(0) 0	0	8,650	8,650	0	8,650

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	19,368	508	1,482
	補正前	11,258	118	1,332
	比較	8,110	390	150

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
手 当	8,650	その他の増減分	8,650		

令和6年度 伊勢市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,416,434
ロ 建物	796,598	
減価償却累計額	<u>△ 580,699</u>	215,899
ハ 構築物	42,656,203	
減価償却累計額	<u>△ 18,790,970</u>	23,865,233
ニ 機械及び装置	3,528,319	
減価償却累計額	<u>△ 2,494,084</u>	1,034,235
ホ 車両運搬具	59,860	
減価償却累計額	<u>△ 54,266</u>	5,594
ヘ 工具、器具及び備品	62,831	
減価償却累計額	<u>△ 53,473</u>	9,358
ト 建設仮勘定		<u>520,763</u>

有形固定資産合計 27,067,516

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		36,904
ロ ソフトウエア		<u>1,568</u>

無形固定資産合計 38,472

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券		<u>200,000</u>
----------	--	----------------

投資その他の資産合計 200,000

固定資産合計 27,305,988

2 流動資産

(1) 現金預金 2,064,164

(2) 未収金 320,003

貸倒引当金 △ 85,888 234,115

(3) 貯蔵品 53,292

流動資産合計 2,351,571

資 産 合 計 29,657,559

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債

5,388,688

企業債合計

5,388,688

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

210,576

ロ 特別修繕引当金

187,424

引当金合計

398,000

固定負債合計

5,786,688

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債

405,844

企業債合計

405,844

(2) 未払金

630,091

(3) 預り金

1,000

(4) 引当金

イ 賞与引当金

17,231

ロ 法定福利費引当金

3,328

引当金合計

20,559

流動負債合計

1,057,494

5 繰延収益

長期前受金

12,300,425

収益化累計額

△ 7,003,250

繰延収益合計

5,297,175

負債合計

12,141,357

資 本 の 部

6	資本金		17,176,049
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	23,129	
	資本剰余金合計	23,129	23,129
(2)	利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	317,024	
	利益剰余金合計	317,024	317,024
	剰余金合計		340,153
	資本合計		17,516,202
	負債資本合計		29,657,559

注記

I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券 原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ・減価償却の方法
機械及び装置（旧小俣町取得分）及び取替資産以外の全資産 定額法
機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法
取替資産 取替法
 - ・主な耐用年数

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	6年～20年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年
 - (2) 無形固定資産
 - ・減価償却の方法 定額法
 - ・主な耐用年数

施設利用権	55年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 特別修繕引当金
施設等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

(5) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は230,790千円である。

III その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として61,067千円を支給するため、退職給付引当金20,599千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として51,709千円を支給するため、賞与引当金16,553千円を使用し、これに伴う法定福利費として、10,185千円を支出するため、法定福利費引当金3,266千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金に係る債権1,350千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,250千円を使用する。

令和6年度 9月補正予算の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算 (第4号)

補正状況	
補正前の予算額	56,594,424
補正予算額	56,489
計	56,650,913

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更	2,122
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	54,367
合計	56,489

補正内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更		2,122
1【戸籍住民課】	戸籍住民システム管理経費	2,122
	戸籍の氏名に振り仮名を追加するため電算システム改修を行う。	
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費		54,367
1【財政課】	低所得者保険料軽減繰出金	2,927
	令和5年度国県支出金等の精算に伴う介護保険特別会計繰出金。	
2【農林水産課】	排水機維持管理経費	3,000
	修繕工事費に不足が見込まれることから、増額補正する。	
3【商工労政課】	企業立地推進事業	11,000
	新たな工場立地が見込まれるため、用地取得奨励金を増額補正する。	
4【住宅政策課】	住宅・建築物耐震改修等促進事業	9,440
	無料耐震診断の申込み件数が当初の想定を大きく上回るため、増額補正する。	
5【学校施設整備課】	小学校施設維持管理経費	28,000
	建物修繕料に不足が見込まれることから、増額補正する。	

(3) 歳入		56,489
国庫支出金		6,948
県支出金		2,413
財産収入		177,130
繰入金		△191,159
諸収入		58,157
市債		3,000
(4) 繰越明許費		
道路新設改良事業		75,000
街路整備事業		86,000
(5) 債務負担行為の補正		
(追加)		
就労準備支援等事業業務委託	R6～R9	60,480
一般廃棄物収集運搬業務委託（令和6年度債務負担行為）		
	R6～R9	65,317
(変更)		
市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業	R6～R13	
	（補正前）5,702,400	（補正後）6,842,400

3 介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	15,147,608
補正予算額	140,208
計	15,287,816

令和5年度国県支出金等の精算に伴う返還金。

4 観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

債務負担行為

駐車場再編事業手法検討業務委託	R6～R7	21,000
-----------------	-------	--------

5 水道事業会計補正予算（第1号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額

2,563,812

補正予定額

25,200

計

2,589,012

6月26日に発生した水道管の漏水に伴い、修繕費等に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。

議案第 95 号

伊勢市附属機関条例の一部改正について

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 病院事業管理者の部市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会の項を次のように改める。

市立伊勢総合病院経営強化プラン評価委員会	市立伊勢総合病院経営強化プランの実施状況についての点検及び評価に関する事項についての調査審議に関すること。	10 人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療又は病院の経営に関する知識経験を有する者 (3) その他病院事業管理者が必要と認める者	2 年
----------------------	---	--------	---	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 10 月 15 日から施行する。
(市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会の委員の任期に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において市立伊勢総合病院改革プラン評価委員会の委員である者の任期は、改正前の別表第 1 の規定にかかわらず、その日に満了する。

(説 明)

これは、附属機関を廃止して新たに設置するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後						改正前					
第1条 略 (設置)						第1条 略 (設置)					
第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。						第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。					
2 略 (所掌事務)						2 略 (所掌事務)					
第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)						第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)					
第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。						第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。					
2・3 略 (委員等の任命)						2・3 略 (委員等の任命)					
第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。						第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。					
2 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。						2 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。					
3 専門委員等は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。 (委員等の任期等)						3 専門委員等は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。 (委員等の任期等)					
第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。						第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。					
2～4 略						2～4 略					
第7条～第9条 略 別表第1(第2条—第6条関係)						第7条～第9条 略 別表第1(第2条—第6条関係)					
執行機関	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期	執行機関	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期

等					
市長	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
教育委員会	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
病院事	市立伊勢総合病院経営強化	市立伊勢総合病院	10人	(1) 学識経験を	2年

等					
市長	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	
教育委員会	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
病院事	市立伊勢総合病院改革	市立伊勢総合病院	10人	(1) 学識経験を	2年

業 管 理 者	當強化 プラン 評価委 員会	プランの 実施状況 について の点検及 び評価に 関する事 項につい ての調査 審議に関 すること。 と。	内	有す る者 (2) 医 療又 は病 院の 経営 に関 する 知識 経験 を有 する 者 (3) そ の他 病院 事業 管理 者が 必要 と認 める 者				
	市立伊 勢総合 病院地 域医療 支援委 員会	略	略	略	略			
	市立伊 勢総合 病院院 内事故 調査委 員会	略	略	略	略			
業 管 理 者	革プラ ン評価 委員会	ンの実施 状況につ いての点 検及び評 価に関す る事項に ついての 調査審議 に関する こと。	内	有す る者 (2) 医 療又 は病 院の 経営 に関 する 知識 経験 を有 する 者 (3) そ の他 病院 事業 管理 者が 必要 と認 める 者				
	市立伊 勢総合 病院地 域医療 支援委 員会	略	略	略	略			
	市立伊 勢総合 病院院 内事故 調査委 員会	略	略	略	略			
別表第2		略		別表第2		略		

議案第 96 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅
費に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に
関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例及び伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表 2,600 円の項中

13,000 円

を

13,000 円。ただし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の表備考に規定する甲地方の地域内における宿泊にあっては、14,800 円とする。
--

に改める。

(伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の表備考に規定する甲地方の地域内における宿泊に

あつては、1夜につき1万3,100円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、市長等及び職員等が東京都の特別区等へ旅行する際に支給する宿泊料の額を引き上げるため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

改正後			改正前		
第1条 略 (旅費)			第1条 略 (旅費)		
第2条 市長等が公務のため旅行する場合に支給する旅費については、別表に定めるもののほか一般職の職員の例による。ただし、県内各地への旅行については、日当を支給しない。			第2条 市長等が公務のため旅行する場合に支給する旅費については、別表に定めるもののほか一般職の職員の例による。ただし、県内各地への旅行については、日当を支給しない。		
2 略			2 略		
第3条～第6条 略			第3条～第6条 略		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	船賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	船賃
2,600円	<u>13,000円。ただし、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1の表備考に規定する甲地方の地域内における宿泊にあっては、14,800円とする。</u>	1 運賃の等級を4階級又は3階級に区分する船舶による場合は2等級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による場合は1等級の運賃 3 運賃の等級を設けない船舶による場合はその実費	2,600円	<u>13,000円</u>	1 運賃の等級を4階級又は3階級に区分する船舶による場合は2等級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による場合は1等級の運賃 3 運賃の等級を設けない船舶による場合はその実費
備考 略			備考 略		

伊勢市職員等の旅費に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前
第1条～第11条 略 (宿泊料)	第1条～第11条 略 (宿泊料)
第12条 宿泊料の額は、1夜につき1万2,000円とする。 <u>ただし、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1の表備考に規定する甲地方の地域内における宿泊にあっては、1夜につき1万3,100円とする。</u>	第12条 宿泊料の額は、1夜につき1万2,000円とする。
第12条の2～第16条 略	第12条の2～第16条 略

議案第 97 号

伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改める。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例第9条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した伊勢市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の支給対象を改める等のため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第8条の2 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～10 略</p>	<p>第1条～第8条の2 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～10 略</p>

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

12～17 略

第10条～第19条 略

附 則

1～13 略

14 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

12～17 略

第10条～第19条 略

附 則

1～13 略

14 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定

<p>する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p> <p>15～23 略</p>	<p>する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p> <p>15～23 略</p>
---	---

議案第 98 号

伊勢市体育施設条例の一部改正について

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市二見体育館の項中「伊勢市二見町茶屋213番地3」を「伊勢市二見町荘2033番地1」に改める。

別表第3 伊勢市二見体育館の項中「、毎週月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日」及び「（9月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後9時まで）」を削る。

別表第4の8の表を次のように改める。

8 伊勢市二見体育館

(1) 施設使用料

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合（1時間当たり）	その他の場合（1時間当たり）	備考
片面	530 円	2,360 円	1 時間未満は、1 時間とする。
全面	1,060 円	4,720 円	
ギャラリー	280 円	1,280 円	

備考

- 1 営利を目的とする場合は、その他の場合のそれぞれの使用料の金額の2倍とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合（1時間当たり）	その他の場合（1時間当たり）	備考
----	-------------------------------------	----------------	----

	に使用する場合(1時間 当たり)		
片面	470円	940円	1時間未満 は、1時間と する。
全面	940円	1,880円	
ギャラリー	250円	510円	

備考

- 1 営利を目的とする場合は、その他の場合のそれぞれの使用料の金額の2倍とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後の伊勢市二見体育館の使用に係る伊勢市体育施設条例第6条第1項の規定による許可、第10条第1項の規定による許可及び第11条第1項の規定による使用料の納付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条例第6条第1項及び第2項(第10条第3項において準用する場合を含む。)、第7条、第9条、第10条、第11条第1項、第12条及び第13条の規定並びにこの条例による改正後の伊勢市体育施設条例(次項において「新条例」という。)別表第4の8の表の規定の例により行うことができる。

(使用料に関する経過措置)

- 3 新条例別表第4の8の表の規定は、施行日以後の伊勢市二見体育館の使用に係る使用料について適用し、同日前の伊勢市二見体育館の使用に

係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、伊勢市二見体育館を移転するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																								
<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>第3条・第4条 略 (休館日等)</p> <p>第5条 体育施設の休館日及び使用し、又は利用できる時間は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めたときは、これを変更することができる。この場合において、指定管理者が変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第6条～第10条 略 (使用料等)</p> <p>第11条 使用者等は、別表第4に定める使用料又は別表第5に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める利用料金(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第12条～第16条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市市営庭球場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市倉田山公園野球場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢フットボールヴィレッジ</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市市民武道館</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市宮川スポーツグラウンド第1</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市宮川スポーツグラウンド第2</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市宮川スポーツグラウンド第3</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊勢市市営庭球場	略	伊勢市倉田山公園野球場	略	伊勢フットボールヴィレッジ	略	伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	略	伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	略	伊勢市市民武道館	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第2	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第3	略	<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>第3条・第4条 略 (休館日等)</p> <p>第5条 体育施設の休館日及び使用し、又は利用できる時間は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めたときは、これを変更することができる。この場合において、指定管理者が変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第6条～第10条 略 (使用料等)</p> <p>第11条 使用者等は、別表第4に定める使用料又は別表第5に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める利用料金(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第12条～第16条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市市営庭球場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市倉田山公園野球場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢フットボールヴィレッジ</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市市民武道館</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市宮川スポーツグラウンド第1</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市宮川スポーツグラウンド第2</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>伊勢市宮川スポーツグラウンド第3</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊勢市市営庭球場	略	伊勢市倉田山公園野球場	略	伊勢フットボールヴィレッジ	略	伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	略	伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	略	伊勢市市民武道館	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第2	略	伊勢市宮川スポーツグラウンド第3	略
名称	位置																																								
伊勢市市営庭球場	略																																								
伊勢市倉田山公園野球場	略																																								
伊勢フットボールヴィレッジ	略																																								
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	略																																								
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	略																																								
伊勢市市民武道館	略																																								
伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	略																																								
伊勢市宮川スポーツグラウンド第2	略																																								
伊勢市宮川スポーツグラウンド第3	略																																								
名称	位置																																								
伊勢市市営庭球場	略																																								
伊勢市倉田山公園野球場	略																																								
伊勢フットボールヴィレッジ	略																																								
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	略																																								
伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場	略																																								
伊勢市市民武道館	略																																								
伊勢市宮川スポーツグラウンド第1	略																																								
伊勢市宮川スポーツグラウンド第2	略																																								
伊勢市宮川スポーツグラウンド第3	略																																								

伊勢市二見体育館	伊勢市二見町荘 2033番地1
伊勢市二見グラウンド	略
伊勢市二見グラウンド ミーティングセンター	略
伊勢市二見テニスコート	略

別表第2 略

別表第3(第5条関係)

名称	休館日	使用等時間
伊勢市市営 庭球場	略	略
伊勢市倉田 山公園野球場	略	略
伊勢フット ボールヴィ レッジ	略	略
伊勢市朝熊 山麓公園ソ フトボール 場	略	略
伊勢市朝熊 山麓公園グ ラウンドゴ ルフ場	略	略
伊勢市市民 武道館	略	略
伊勢市宮川 スポーツグ ラウンド第1	略	略
伊勢市宮川 スポーツグ ラウンド第2	略	略
伊勢市宮川 スポーツグ ラウンド第3	略	略
伊勢市二見 体育館	12月29日か ら翌年1月3 日まで	午前9時から午 後10時まで

伊勢市二見体育館	伊勢市二見町茶屋 213番地3
伊勢市二見グラウンド	略
伊勢市二見グラウンド ミーティングセンター	略
伊勢市二見テニスコート	略

別表第2 略

別表第3(第5条関係)

名称	休館日	使用等時間
伊勢市市営 庭球場	略	略
伊勢市倉田 山公園野球場	略	略
伊勢フット ボールヴィ レッジ	略	略
伊勢市朝熊 山麓公園ソ フトボール 場	略	略
伊勢市朝熊 山麓公園グ ラウンドゴ ルフ場	略	略
伊勢市市民 武道館	略	略
伊勢市宮川 スポーツグ ラウンド第1	略	略
伊勢市宮川 スポーツグ ラウンド第2	略	略
伊勢市宮川 スポーツグ ラウンド第3	略	略
伊勢市二見 体育館	12月29日か ら翌年1月3 日まで、 <u>毎週 月曜日及び 国民の祝日 に関する法 律(昭和23年 法律第178</u>	午前9時から午 後10時まで(9月 1日から翌年3月 31日までは、午 前9時から午後9 時まで)

伊勢市二見グラウンド	略	略
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	略	略
伊勢市二見テニスコート	略	略
伊勢市小俣児童体育館	略	略
伊勢市小俣総合体育館	略	略
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	略	略
伊勢市北浜スポーツグラウンド	略	略

備考 略
別表第4(第11条関係)
体育施設使用料
1～7 略
8 伊勢市二見体育館

(1) 施設使用料

区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合(1時間当たり)	その他の場合(1時間当たり)	備考
片面	530円	2,360円	1時間
全面	1,060円	4,720円	未 満
ギャラリー	280円	1,280円	は、1時間とする。

備考

- 1 営利を目的とする場合は、その他の場合のそれぞれの使用料の金額の2倍とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。

		号)に定める休日
伊勢市二見グラウンド	略	略
伊勢市二見グラウンドミーティングセンター	略	略
伊勢市二見テニスコート	略	略
伊勢市小俣児童体育館	略	略
伊勢市小俣総合体育館	略	略
伊勢市大仏山公園スポーツセンター	略	略
伊勢市北浜スポーツグラウンド	略	略

備考 略
別表第4(第11条関係)
体育施設使用料
1～7 略
8 伊勢市二見体育館

1 体育館

使用区分 使用時間	アマチュアスポーツのために使用する場合	文化関係事業のため使用する場合	その他の場合
午前9時から正午まで	1,570円	1,570円	6,280円
午後1時から午後5時まで	2,200円	2,200円	9,420円
午後6時から午後9時まで	2,200円	2,200円	11,000円
午前9時から午後5時まで	3,140円	3,140円	14,140円

				午後1時から午後9時まで	3,770円	3,770円	18,850円				
				午前9時から午後9時まで	6,280円	6,280円	23,570円				
(2) 照明設備使用料				(1) 定められた時間を超えて使用した場合は、使用時間相応分の使用料を徴収する。なお、準備、原状回復の時間も含む。							
(2) 照明設備の使用料は1時間につき、また拡声装置の使用料は単位時間1回につき、次のとおりとする。				(2) 照明設備の使用料は1時間につき、また拡声装置の使用料は単位時間1回につき、次のとおりとする。							
区分	アマチュアスポーツ又は文化関係事業のために使用する場合(1時間当たり)	その他の場合(1時間当たり)	備考	設備名	アマチュアスポーツ及び文化関係事業のために使用する場合	その他の場合					
片面	470円	940円	1時間	照明設備	470円	940円					
全面	940円	1,880円	未 満	拡声設備	570円	1,150円					
ギャラ	250円	510円	は、1時間とする。	(3) 単位時間1回とは使用時間が午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、又は午後6時から午後9時までのそれぞれをいう。							
備考				(4) 営利を目的とする場合の体育館及び照明設備並びに拡声装置の使用料は、いずれも「その他の場合」の額の倍額とする。							
1 営利を目的とする場合は、その他の場合のそれぞれの使用料の金額の2倍とする。				2 会議室							
2 使用時間は、準備及び原状回復のための時間を含む。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>310円</td> </tr> </tbody> </table>				単位時間	使用料	1回	310円
単位時間	使用料										
1回	310円										
9～11 略				9～11 略							
別表第5 略				別表第5 略							

議案第 99 号

伊勢市国民健康保険条例の一部改正について

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第32条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第31条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第32条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第33条～第35条 略</p>	<p>第1条～第31条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第32条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第33条～第35条 略</p>

議案第 100 号

伊勢市地区集会所条例の一部改正について

伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例

伊勢市地区集会所条例（平成17年伊勢市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市一之木地区集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市一之木地区集会所を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後		改正前	
第1条 略 (名称及び位置)		第1条 略 (名称及び位置)	
第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
伊勢市大久保地区集会所	伊勢市朝熊町2602番地7	伊勢市大久保地区集会所	伊勢市朝熊町2602番地7
伊勢市黒瀬地区集会所	伊勢市黒瀬町1718番地7	伊勢市黒瀬地区集会所	伊勢市黒瀬町1718番地7
伊勢市中須地区集会所	伊勢市中須町1402番地2	伊勢市中須地区集会所	伊勢市中須町1402番地2
		<u>伊勢市一之木地区集会所</u>	<u>伊勢市一之木4丁目12番36号</u>
第3条～第13条 略		第3条～第13条 略	

議案第 101 号

伊勢市工場等立地促進条例の一部改正について

伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例

伊勢市工場等立地促進条例（平成23年伊勢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市企業立地促進条例

第1条中「工場等」を「企業」に改める。

第2条第1号中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第3号中「工場等」を「対象施設」に、「操業している」を「稼働している」に改め、同条第4号中「工場等」を「対象施設」に、「所有しない」を「有しない」に、「、又は」を「又は」に、「所有する」を「有する」に改め、同条第5号中「工場等」を「対象施設」に、「所有する」を「有する」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第6号中「工場等」を「対象施設」に、「所有する」を「有する」に、「縮小又は」を「縮小し、又は」に改め、同条第7号中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第8号中「取得した工場等」を「取得した対象施設」に、「償却資産」を「償却資産のうち、第5条第1項の指定がされた日（以下「指定日」という。）から当該対象施設の稼働を開始した日（以下「稼働開始日」という。）までの間に取得したもの」に改め、「合計額」の次に「（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額）」を加え、同号ただし書を削り、同条第9号中「工場等」を「対象施設」に、「第5条第1項の指定がされた日（以下「指定日」という。）」を「指定日」に、「当該工場等の操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）までに」を「稼働開始日までの間に」に改め、同条第10号中「第2条第1項第1号に定める中小企業者」を「第2条第1項各号のいずれかに該当する会社又は個人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「工場等」を「対象施設」に改める。

第4条第1項第2号ただし書及び第4号中「工場等」を「対象施設」に改め、同項第5号中「工場等」を「対象施設」に、「操業する」を「稼働する」に改め、同項第7号中「工場等」を「対象施設」に、「売買代金を完済する」を「代金の支払を完了する」に改め、同項第8号中「第5条第1項」を「次条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 市町村税（都税（市町村税として課することができる税目に限る。）及び特別区税を含む。）を滞納していないこと。

第4条第2項第1号中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改め、同項第2号ただし書中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第3項第1号中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改め、同項第2号ア及びイ以外の部分中「工場等」を「対象施設」に、「操業開始日から」を「稼働開始日から」に改め、同号ア及びイ中「工場等」を「対象施設」に、「操業開始日までに」を「稼働開始日までの間に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 複数の事業者が共同して対象施設の立地を行う場合にあっては、これらの者（以下この項において「共同事業者」という。）を一の事業者とみなしてこの条例の規定を適用する。この場合において、第1項第1号及び第2号中「中小企業者」とあるのは「第4項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、第2項第2号本文中「中小企業者」とあるのは「第4項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、同号ただし書中「市内事業者が対象施設を立地する場合」とあるのは「同項に規定する共同事業者のうち当該対象施設に係る事業を行う者が市内事業者である場合」と、「中小企業者」とあるのは「同項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、前項第3号中「中小企業者」とあるのは「次項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、第6条第2項中「市内事業者に」とあるのは「第

4条第4項に規定する共同事業者（以下この項において「共同事業者」という。）のうち当該対象施設に係る事業を行う者（以下この項において「主体事業者」という。）が市内事業者である場合に」と、「中小企業者」とあるのは「共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、「市内事業者以外の者」とあるのは「主体事業者が市内事業者以外の者である場合」とする。

第6条第1項本文中「工場等」を「対象施設」に、「の売買代金」を「の代金」に改め、同項ただし書中「売買代金に相当する額」を「当該用地の代金に相当する額に100分の30を乗じて得た額（その額が3億円を超える場合は、3億円）」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「前条第1項」に、「工場等」を「対象施設」に、「操業」を「稼働」に、「ものに」を「者に」に、「償却資産」を「償却資産のうち、指定日から稼働開始日までの間に取得したもの」に改める。

第8条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「指定を」を「指定の全部又は一部を」に改め、同項第3号中「事業」を「当該指定に係る事業」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 不正な手段により奨励措置を受けたとき。

第10条中「工場等」を「対象施設」に改め、「実地に」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の伊勢市工場等立地促進条例第5条第1項の指定を受けている者に対する当該指定に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、工場等の立地を促進するための奨励制度の対象となる事業者の範囲を拡大するとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p data-bbox="316 309 624 340" style="text-align: center;"><u>伊勢市企業立地促進条例</u></p> <p data-bbox="272 353 347 385">(目的)</p> <p data-bbox="240 398 791 586">第1条 この条例は、本市における<u>企業</u>の立地を促進するために奨励制度を講ずることにより、産業の振興及び雇用の促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="272 600 347 631">(定義)</p> <p data-bbox="240 645 791 752">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="272 766 791 873">(1) <u>対象施設</u> 営利を目的とした事業の用に供される施設で、次に掲げるものをいう。</p> <p data-bbox="296 887 459 918">ア～エ 略</p> <p data-bbox="272 931 392 963">(2) 略</p> <p data-bbox="272 976 791 1124">(3) 市内事業者 事業者のうち、当該事業者が第5条第1項の申請をした時において現に市内において<u>対象施設</u>を稼働しているものをいう。</p> <p data-bbox="272 1137 791 1326">(4) 新設 本市の区域内に現に<u>対象施設</u>を有しない事業者が新たに<u>対象施設</u>を設置すること又は本市の区域内に<u>対象施設</u>を有する事業者が既設の事業と異なる業種の<u>対象施設</u>を設置することをいう。</p> <p data-bbox="272 1339 791 1603">(5) 増設 本市の区域内に現に<u>対象施設</u>を有する事業者が既設の事業と同一の業種の<u>対象施設</u>を拡充の目的をもって設置すること又は既設の<u>対象施設</u>の敷地内若しくはこれに隣接して既設の<u>対象施設</u>を拡充の目的をもって設置することをいう。</p> <p data-bbox="272 1617 791 1805">(6) 移設 本市の区域内に現に<u>対象施設</u>を有する事業者が、既設の<u>対象施設</u>を縮小し、又は廃止し、本市の他の区域内に同一の業種の<u>対象施設</u>を別に設置することをいう。</p> <p data-bbox="272 1818 791 1886">(7) 立地 <u>対象施設</u>を新設し、増設し、又は移設することをいう。</p> <p data-bbox="272 1899 791 2007">(8) 投下固定資産総額 立地に伴い<u>取得した対象施設</u>の用に供する土地、家屋及び償却資産のうち、第5条第1項の指定が</p>	<p data-bbox="895 309 1225 340" style="text-align: center;"><u>伊勢市工場等立地促進条例</u></p> <p data-bbox="852 353 927 385">(目的)</p> <p data-bbox="820 398 1370 586">第1条 この条例は、本市における<u>工場等</u>の立地を促進するために奨励制度を講ずることにより、産業の振興及び雇用の促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="852 600 927 631">(定義)</p> <p data-bbox="820 645 1370 752">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="852 766 1370 873">(1) <u>工場等</u> 営利を目的とした事業の用に供される施設で、次に掲げるものをいう。</p> <p data-bbox="876 887 1038 918">ア～エ 略</p> <p data-bbox="852 931 971 963">(2) 略</p> <p data-bbox="852 976 1370 1124">(3) 市内事業者 事業者のうち、当該事業者が第5条第1項の申請をした時において現に市内において<u>工場等</u>を操業しているものをいう。</p> <p data-bbox="852 1137 1370 1326">(4) 新設 本市の区域内に現に<u>工場等</u>を所有しない事業者が新たに<u>工場等</u>を設置すること、又は本市の区域内に<u>工場等</u>を所有する事業者が既設の事業と異なる業種の<u>工場等</u>を設置することをいう。</p> <p data-bbox="852 1339 1370 1568">(5) 増設 本市の区域内に現に<u>工場等</u>を所有する事業者が既設の事業と同一の業種の<u>工場等</u>を拡充の目的をもって設置すること、又は既設の<u>工場等</u>の敷地内若しくはこれに隣接して既設の<u>工場等</u>を拡充の目的をもって設置することをいう。</p> <p data-bbox="852 1617 1370 1805">(6) 移設 本市の区域内に現に<u>工場等</u>を所有する事業者が、既設の<u>工場等</u>を縮小又は廃止し、本市の他の区域内に同一の業種の<u>工場等</u>を別に設置することをいう。</p> <p data-bbox="852 1818 1370 1886">(7) 立地 <u>工場等</u>を新設し、増設し、又は移設することをいう。</p> <p data-bbox="852 1899 1370 2007">(8) 投下固定資産総額 立地に伴い<u>取得した工場等</u>の用に供する土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。た</p>

された日(以下「指定日」という。)から当該対象施設の稼働を開始した日(以下「稼働開始日」という。)までの間に取得したものの取得価格の合計額(消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額)をいう。

(9) 新規常時雇用従業員 対象施設において通常の状態の下に常時雇用される従業員(日々雇い入れられる者を除く。)のうち、指定日から稼働開始日までの間に当該対象施設において労働に従事することとなった者をいう。ただし、同一事業者において本市の区域内の他の対象施設から移動した場合を除く。

(10) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する会社又は個人をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、対象施設の立地を行う者に對し、次に掲げる奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。

(1)～(3) 略

(対象事業者)

第4条 用地取得奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者にあつては、5,000万円以上)であること。

(2) 新規常時雇用従業員の数が5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)であること。ただし、当該対象施設の用地が市から取得したものである場合は、この限りでない。

(3) 略

(4) 前号に規定する対象施設の用地の引渡しの日から1年以内(当該用地がその引渡しの日において当該対象施設の敷地の用に供するための造成の工事を要すると市長が認める場合は、5年以内)に当該対象施設の建設工事に着手すること。

(5) 対象施設の建設工事に着手した日から

だし、土地にあつては、立地に係る工場等の操業日前5年以内に取得したものに限る。

(9) 新規常時雇用従業員 工場等において通常の状態の下に常時雇用される従業員(日々雇い入れられる者を除く。)のうち、第5条第1項の指定がされた日(以下「指定日」という。)から当該工場等の操業を開始した日(以下「操業開始日」という。)までに当該工場等において労働に従事することとなった者をいう。ただし、同一事業者において本市の区域内の他の工場等から移動した場合を除く。

(10) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に定める中小企業者をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、工場等の立地を行う者に對し、次に掲げる奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。

(1)～(3) 略

(対象事業者)

第4条 用地取得奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者にあつては、5,000万円以上)であること。

(2) 新規常時雇用従業員の数が5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)であること。ただし、当該工場等の用地が市から取得したものである場合は、この限りでない。

(3) 略

(4) 前号に規定する工場等の用地の引渡しの日から1年以内(当該用地がその引渡しの日において当該工場等の敷地の用に供するための造成の工事を要すると市長が認める場合は、5年以内)に当該工場等の建設工事に着手すること。

(5) 工場等の建設工事に着手した日から3

ら3年を経過する日までに稼働すること。

(6) 略

(7) 用地取得奨励金の交付の申請をする時までに対象施設の立地に係る土地の代金の支払を完了すること。

(8) 当該事業者が受けた次条第1項の指定に係る事業について、規則で定める奨励金等の交付を受けていないこと。

(9) 市町村税(都税(市町村税として課することができる税目に限る。))及び特別区税を含む。)を滞納していないこと。

2 設備投資奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に規定する要件に該当すること。

(2) 新規常時雇用従業員の数が10人以上(中小企業者にあつては、5人以上)であること。ただし、市内事業者が対象施設を立地する場合にあつては、新規常時雇用従業員の数は5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)とする。

(3)・(4) 略

3 雇用奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 第1項第1号、第5号、第8号及び第9号に規定する要件に該当すること。

(2) 次のいずれかに該当する新規常時雇用従業員を当該対象施設の稼働開始日から起算して1年以上継続して雇用し、かつ、当該対象施設において労働に従事させること。

ア 本市に住所を有する者であつて、指定日から当該対象施設の稼働開始日までの間に雇用されたもの

イ 指定日から当該対象施設の稼働開始日までの間に本市に住所を有することとなった者(アに該当する者を除く。)

(3) 前号に規定する新規常時雇用従業員の数が5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)であること。

(4) 略

年を経過する日までに操業すること。

(6) 略

(7) 用地取得奨励金の交付の申請をする時までに工場等の立地に係る土地の売買代金を完済すること。

(8) 当該事業者が受けた第5条第1項の指定に係る事業について、規則で定める奨励金等の交付を受けていないこと。

2 設備投資奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 前項第1号、第5号及び第8号に規定する要件に該当すること。

(2) 新規常時雇用従業員の数が10人以上(中小企業者にあつては、5人以上)であること。ただし、市内事業者が工場等を立地する場合にあつては、新規常時雇用従業員の数は5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)とする。

(3)・(4) 略

3 雇用奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 第1項第1号、第5号及び第8号に規定する要件に該当すること。

(2) 次のいずれかに該当する新規常時雇用従業員を当該工場等の操業開始日から起算して1年以上継続して雇用し、かつ、当該工場等において労働に従事させること。

ア 本市に住所を有する者であつて、指定日から当該工場等の操業開始日までに雇用されたもの

イ 指定日から当該工場等の操業開始日までに本市に住所を有することとなった者(アに該当する者を除く。)

(3) 前号に規定する新規常時雇用従業員の数が5人以上(中小企業者にあつては、3人以上)であること。

(4) 略

4 複数の事業者が共同して対象施設の立地を行う場合にあっては、これらの者(以下この項において「共同事業者」という。)を一の事業者とみなしてこの条例の規定を適用する。この場合において、第1項第1号及び第2号中「中小企業者」とあるのは「第4項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、第2項第2号本文中「中小企業者」とあるのは「第4項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、同号ただし書中「市内事業者が対象施設を立地する場合」とあるのは「同項に規定する共同事業者のうち当該対象施設に係る事業を行う者が市内事業者である場合」と、「中小企業者」とあるのは「同項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、前項第3号中「中小企業者」とあるのは「次項に規定する共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、第6条第2項中「市内事業者に」とあるのは「第4条第4項に規定する共同事業者(以下この項において「共同事業者」という。)のうち当該対象施設に係る事業を行う者(以下この項において「主体事業者」という。)が市内事業者である場合に」と、「中小企業者」とあるのは「共同事業者の全てが中小企業者である場合」と、「市内事業者以外の者」とあるのは「主体事業者が市内事業者以外の者である場合」とする。

第5条 略

(奨励金の額)

第6条 用地取得奨励金の額は、取得した対象施設の用地の代金に相当する額又は不動産鑑定業者(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条の規定による登録を受けた者をいう。)による鑑定評価額のいずれか低い額に100分の30を乗じて得た額(その額が3億円を超える場合は、3億円)とする。ただし、当該用地を市から取得した場合にあっては、当該用地の代金に相当する額に100分の30を乗じて得た額(その額が3億円を超える場合は、3億円)とする。

2 設備投資奨励金は、前条第1項の指定に係る対象施設の稼働の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度(以下「基準年度」と

第5条 略

(奨励金の額)

第6条 用地取得奨励金の額は、取得した工場等の用地の売買代金に相当する額又は不動産鑑定業者(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条の規定による登録を受けた者をいう。)による鑑定評価額のいずれか低い額に100分の30を乗じて得た額(その額が3億円を超える場合は、3億円)とする。ただし、当該用地を市から取得した場合にあっては、売買代金に相当する額とする。

2 設備投資奨励金は、第5条第1項の指定に係る工場等の操業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度(以下「基準年度」とい

いう。)から3年間(新規常時雇用従業員の数が、市内事業者にあつては10人以上(中小企業者にあつては、5人以上)、市内事業者以外の者にあつては20人以上(中小企業者にあつては、10人以上)である場合は、5年間)交付するものとし、その額は、当該対象施設の立地に係る土地、家屋及び償却資産のうち、指定日から稼働開始日までの間に取得したものに対する固定資産税額(固定資産税の減免等を受けた場合は、減免等を受けた後の額)に相当する額(基準年度から交付される設備投資奨励金の合計額が3億円を超えるときは、3億円)とする。

3 略

第7条 略

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(3) 当該指定に係る事業を廃止し、又は休止したとき。

(4)・(5) 略

(6) 不正な手段により奨励措置を受けたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 略

第9条 略

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者に対し、対象施設の立地その他必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

第11条 略

う。)から3年間(新規常時雇用従業員の数が、市内事業者にあつては10人以上(中小企業者にあつては、5人以上)、市内事業者以外のものにあつては20人以上(中小企業者にあつては、10人以上)である場合は、5年間)交付するものとし、その額は、当該工場等の立地に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額(固定資産税の減免等を受けた場合は、減免等を受けた後の額)に相当する額(基準年度から交付される設備投資奨励金の合計額が3億円を超えるときは、3億円)とする。

3 略

第7条 略

(指定の取消等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

(1)・(2) 略

(3) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 略

第9条 略

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者に対し、工場等の立地その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

第11条 略

議案第 102 号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、
三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を次のように定
めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11
の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日三重県指令政策第17-868号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（説 明）

これは、三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更をすることについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

(参考)

改正後	改正前														
<p>第1条～第3条 略 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町において行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第5条～第18条 略 別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td><u>資格確認書等の引渡し</u></td> </tr> <tr> <td><u>資格確認書等の返還の受付</u></td> </tr> <tr> <td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td>保険料に関する申請の受付</td> </tr> <tr> <td>上記事務に付随する事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2・別表第3 略</p>	項目	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	<u>資格確認書等の引渡し</u>	<u>資格確認書等の返還の受付</u>	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務	<p>第1条～第3条 略 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町において行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第5条～第18条 略 別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td> </tr> <tr> <td><u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u></td> </tr> <tr> <td><u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u></td> </tr> <tr> <td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td> </tr> <tr> <td>保険料に関する申請の受付</td> </tr> <tr> <td>上記事務に付随する事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2・別表第3 略</p>	項目	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	<u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u>	<u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u>	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務
項目															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
<u>資格確認書等の引渡し</u>															
<u>資格確認書等の返還の受付</u>															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															
項目															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
<u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u>															
<u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u>															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															

議案第 103 号

財産の処分について

旧伊勢市産業支援センターについて、次のように建物を売り払うものとする。

令和6年9月9日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 売り払う建物

(1) 本棟

所 在 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番 469

構 造 鉄骨造平家建

延べ面積 721.45 平方メートル

(2) 実習棟

所 在 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番 469

構 造 鉄骨造2階建

延べ面積 385.66 平方メートル

(3) 塗料保管庫

(4) 工作物 一式

(5) 附属設備 一式

2 売払い価格

131,888,876 円

3 売払い先

伊勢市村松町 3745 番地

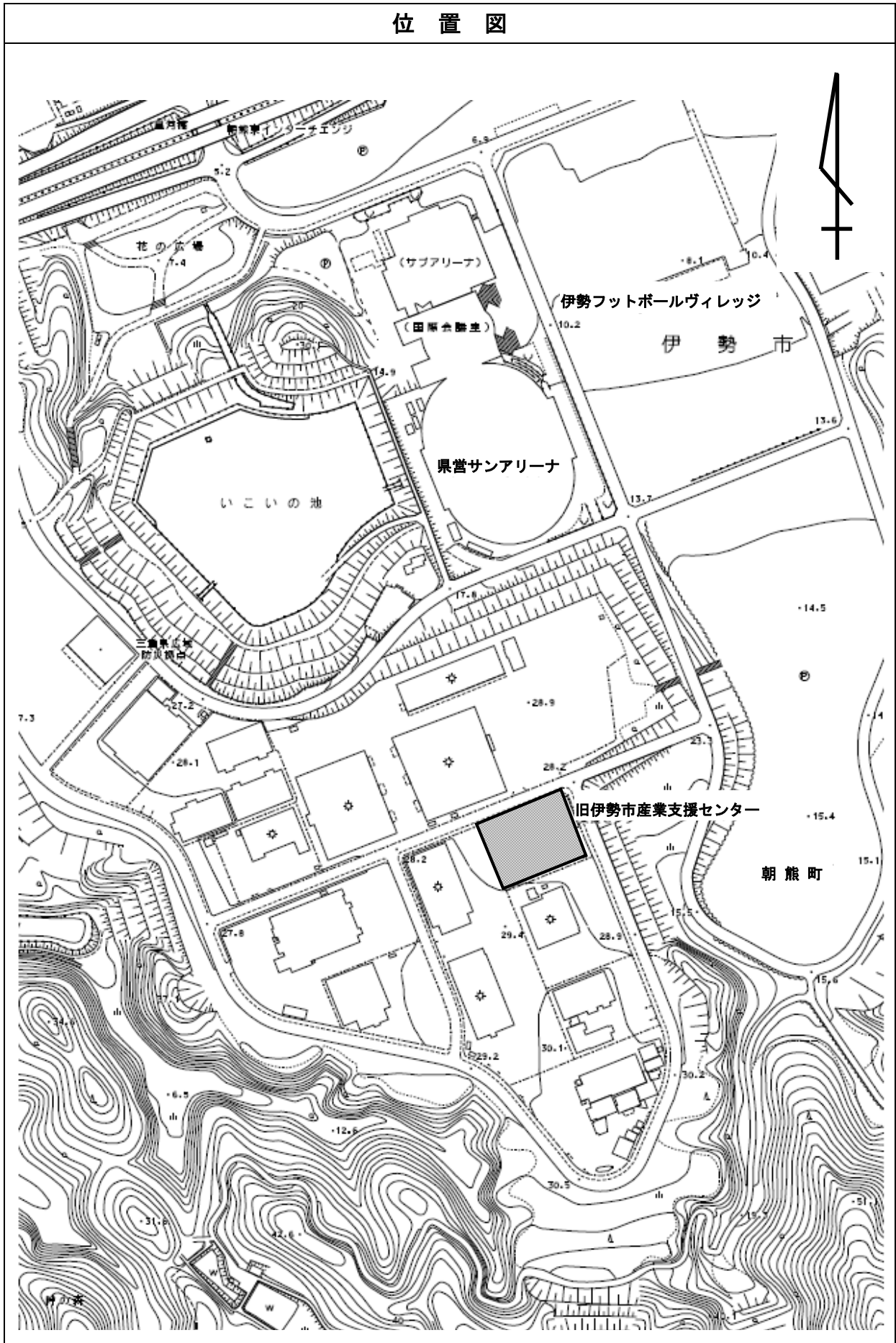
ヤマナカフーズ株式会社

代表取締役 山中 寛雅

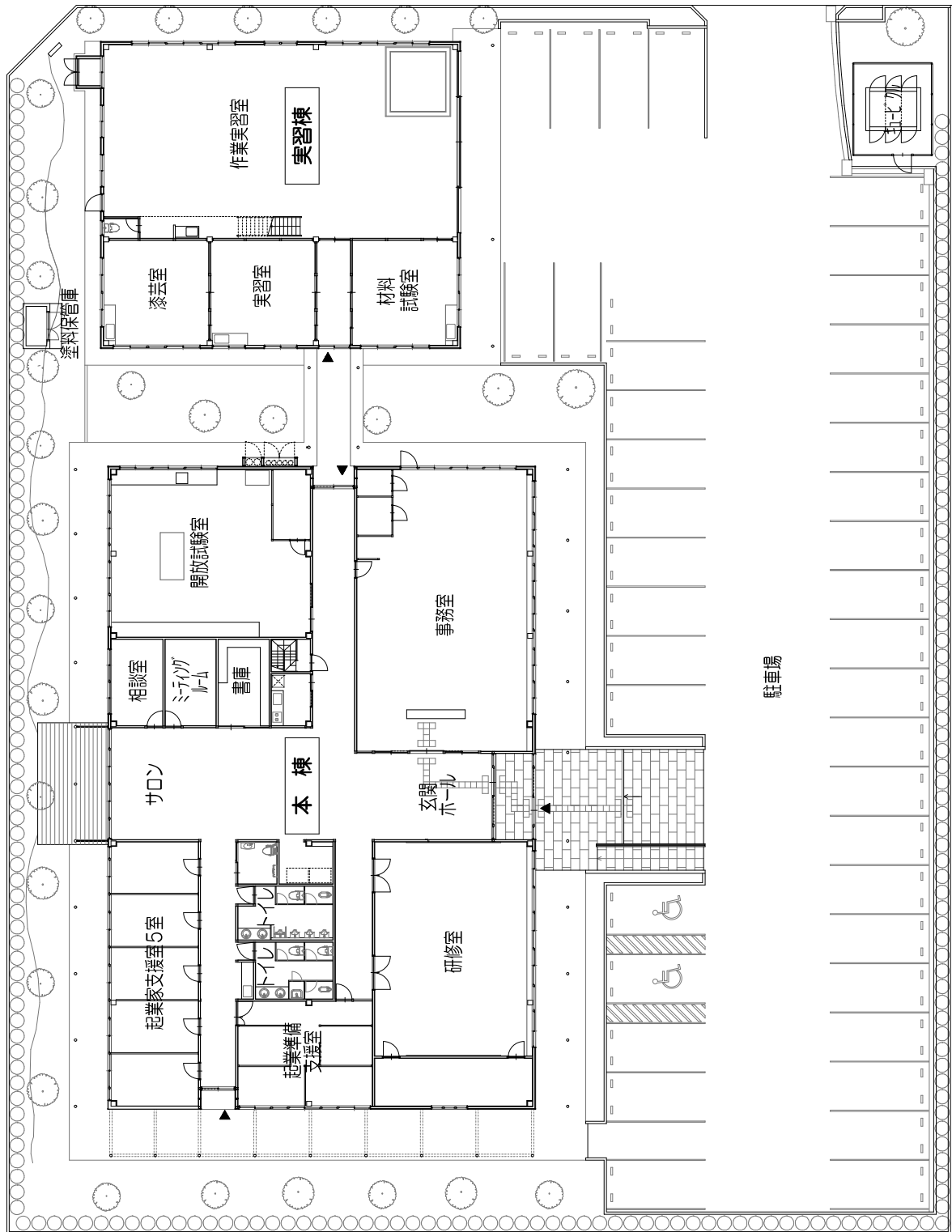
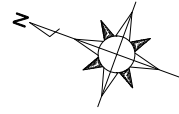
(説 明)

これは、旧伊勢市産業支援センターの建物を売り払うにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

位置図



建 物 平 面 図



議案第 104 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

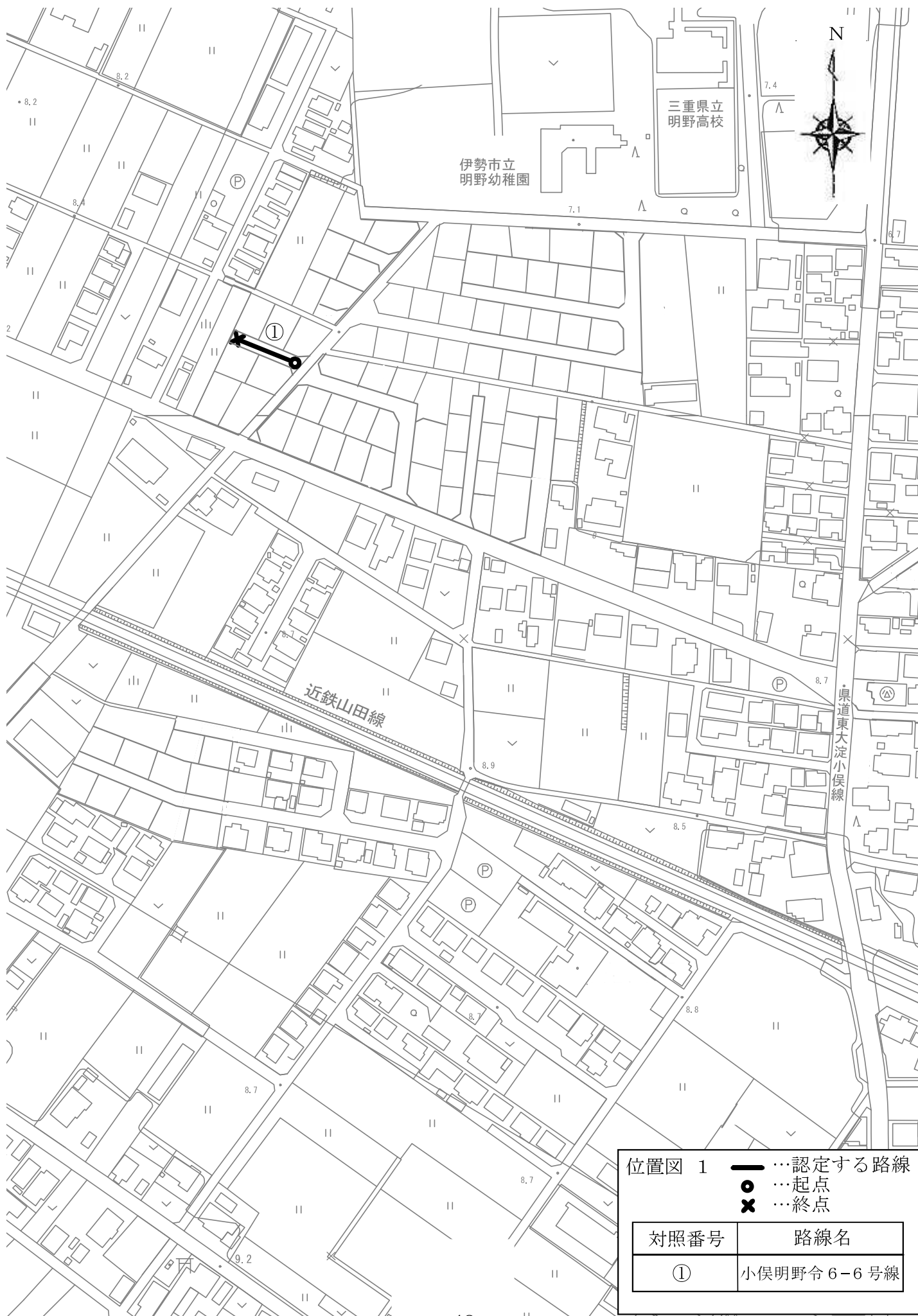
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	小俣明野令 6 － 6 号線	小俣町明野 1526 番 8 地先		
			小俣町明野 1527 番地先		
2	1	相合令 6 － 7 号線	小俣町相合 1282 番 1 地先		
			小俣町相合 1272 番 1 地先		

(説 明)

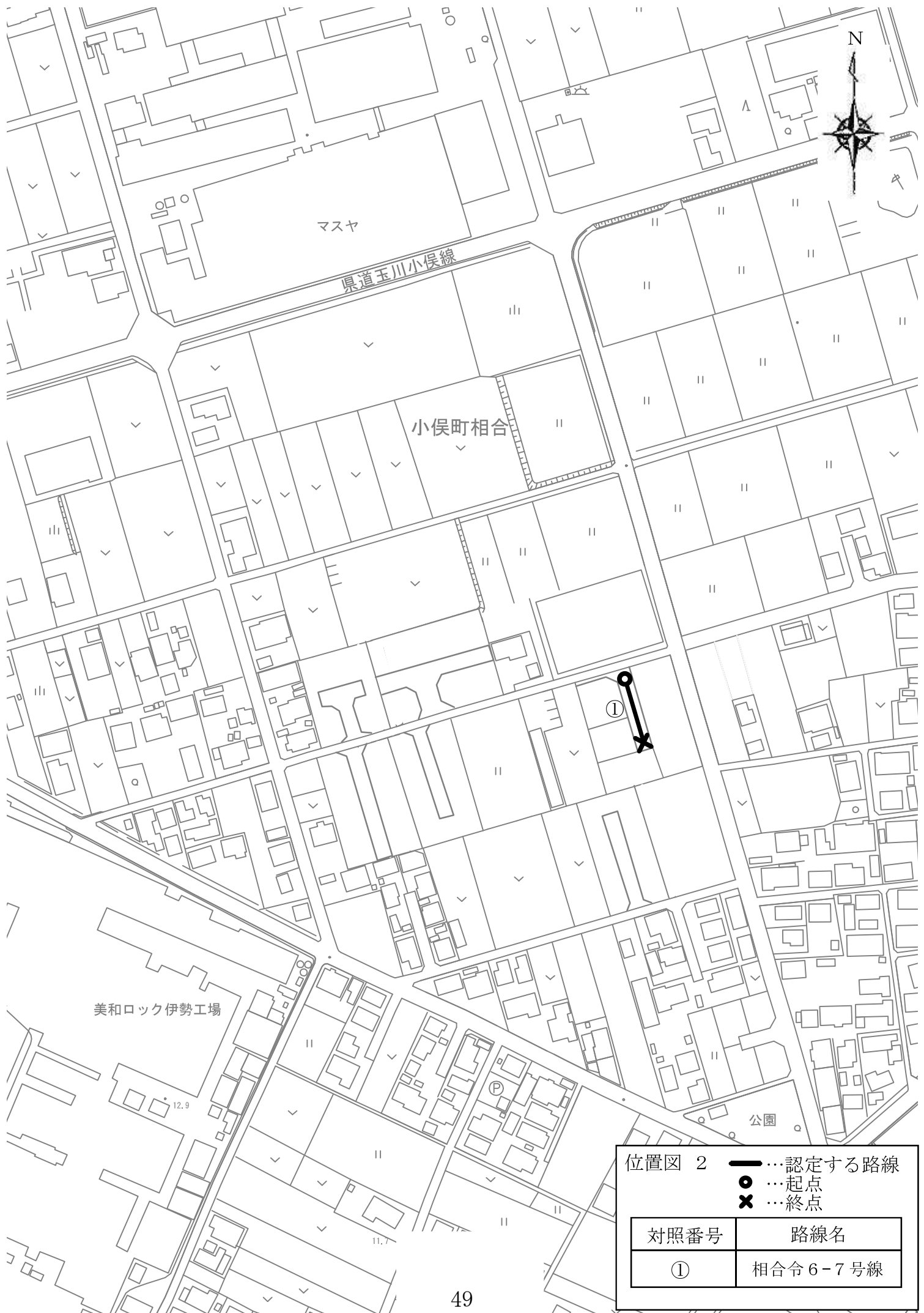
これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- …認定する路線
- …起点
- …終点

対照番号	路線名
①	小俣明野令6-6号線



位置図 2

- ... 認定する路線
- ... 起点
- ... 終点

対照番号	路線名
①	相合令 6-7 号線

報告第9号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月9日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

項 目	比率	上段：早期健全化基準
		下段：財政再生基準
実質赤字比率	—	11.75
		20.00
連結実質赤字比率	—	16.75
		30.00
実質公債費比率	5.4	25.0
		35.0
将来負担比率	—	350.0

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{【繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額】}}{\text{標準財政規模}}$$

—

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額	0
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額	0
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額	0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	31,213,487

【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額【(A+B)-(C+D)】}}{\text{標準財政規模}}$$

-

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
A	一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額	0
B	公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の不足額の合計額	0
C	一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額	913,270
D	公営企業の特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額	5,181,143
計【(A+B)-(C+D)】 ※黒字の場合は「0」と表示		0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	31,213,487

【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金【A】} + \text{準元利償還金【B】}) - (\text{特定財源【C】} + \text{基準財政需要額算入額【D】})}{\text{標準財政規模【E】} - \text{基準財政需要額算入額【D】}}$$

の3カ年平均

5.4%

(単位:千円)

【分子】	内 容	年度区分	決算額等
【A】元利償還金	一般会計等(普通会計)において支出した、地方債の元利償還金(繰上償還及び借換債に係るものを除く。)	令和3年度	5,591,824
		令和4年度	5,704,151
		令和5年度	5,737,331
【B】準元利償還金	<ul style="list-style-type: none"> ・満期一括償還地方債を、償還期間30年とする元金均等年賦償還した場合の1年当たりの元金償還金相当額 ・一般会計等から企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの ・組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ・一時借入金利息 	令和3年度	2,024,767
		令和4年度	2,024,945
		令和5年度	2,157,951
【C】特定財源	元利償還金・準元利償還金の償還に充てたと認められる財源(都市計画税、住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金)	令和3年度	1,105,582
		令和4年度	1,000,402
		令和5年度	997,400
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	令和3年度	5,384,800
		令和4年度	5,311,810
		令和5年度	5,208,980
計 (元利償還金【A】+準元利償還金【B】) - (特定財源【C】+基準財政需要額算入額【D】)		令和3年度	1,126,209
		令和4年度	1,416,884
		令和5年度	1,688,902

(単位:千円)

【分母】	内 容	年度区分	決算額等
【E】標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	令和3年度	31,343,540
		令和4年度	30,686,666
		令和5年度	31,213,487
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	令和3年度	5,384,800
		令和4年度	5,311,810
		令和5年度	5,208,980
計 標準財政規模【E】-基準財政需要額算入額【D】		令和3年度	25,958,740
		令和4年度	25,374,856
		令和5年度	26,004,507

実質公債費比率(単年度) =	$\frac{([\text{A}] + [\text{B}]) - ([\text{C}] + [\text{D}])}{([\text{E}] - [\text{D}])}$	令和3年度	4.3%
		令和4年度	5.5%
		令和5年度	6.4%

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額【A】} - \text{控除額【B】}}{\text{標準財政規模【C】} - \text{基準財政需要額算入額【D】}}$$

—

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等	
将来負担額【A】		95,428,013	
	①	一般会計等の地方債現在高	57,140,951
	②	債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)	0
	③	企業会計等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰出金見込額	30,803,543
	④	組合等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの負担金等見込額	364,793
	⑤	退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額	7,118,726
	⑥	設立法人の負債額等負担見込額	0
	⑦	連結実質赤字額	0
	⑧	組合等の連結実質赤字額に対する負担見込額	0
控除額【B】		99,874,569	
	a	充当可能基金額 (財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金)	18,204,041
	b	充当可能特定歳入見込額 (都市計画税、住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金等)	22,409,117
	c	地方債現在高に係る地方交付税基準財政需要額算入額	59,261,411
計 将来負担額【A】 - 控除額【B】 ※【A】-【B】 < 0 の場合は「0」と表示		0	

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
【C】標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	31,213,487
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	5,208,980
計 標準財政規模【C】-基準財政需要額算入額【D】		26,004,507

報告第 10 号

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

【資金不足比率】<法適用事業>

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足額(一般会計等の実質赤字に相当するもの)

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債【A】} + \text{算入地方債の現在高【B】} - \text{流動資産【C】}) - \text{解消可能資金不足額【D】}}{\text{事業の規模【E】(営業収益-受託工事収益)}} \quad (\text{料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの})$$

(単位:千円)

【分子】	内 容	病院事業	水道事業	下水道事業
【A】流動負債	流動負債の額から以下のものを除いた額 ・一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るもので、その支払い財源に充てるため翌年度に地方債を起すこととしている額 ・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	844,326	522,087	1,556,805
【B】算入地方債の現在高	建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高	0	0	0
【C】流動資産	流動資産の額から以下のものを除いた額 ・翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、決算年度に収入された部分に相当する額 ・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	2,711,050	2,879,030	2,514,281
【A】+【B】-【C】	正数の場合……資金不足 負数の場合……資金剰余 (資金不足額を0とする。)	▲ 1,866,724	▲ 2,356,943	▲ 957,476
【D】解消可能資金不足額	減価償却費を上回る元金償還金が発生するなど、構造的に資金不足が発生し、将来に解消が見込まれる額 ・資金不足額(【A】+【B】-【C】>0)が発生する場合のみ算定	/	/	/
資金不足額 (【A】+【B】-【C】)-【D】		0	0	0

【分母】	事業の規模【E】 (営業収益-受託工事収益)	病院事業	水道事業	下水道事業
		7,112,323	2,216,392	1,451,840

資金不足比率	-	-	-
---------------	----------	----------	----------

報告第 11 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償額 73,816 円
- 2 相手方 伊勢市二見町松下 1335 番地
二見しょうぶロマンの森維持管理組合
組合長 松本 昭一
- 3 事由

伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（以下「施設」という。）と施設に隣接する公衆トイレとは給水管が接続し、一つの水道メーターにより水道料金が算定されており、水道料金の支払は、施設の指定管理者である二見しょうぶロマンの森維持管理組合（以下「組合」という。）において行っている。

令和 5 年 11 月 29 日（水曜日）に組合から漏水の疑いがある旨の連絡があり、調査したところ、市が管理する公衆トイレの敷地内の給水管からの漏水であることが判明し、令和 6 年 3 月 19 日（火曜日）に修繕を行っ

たものである。

組合が支払った水道料金のうち、漏水により生じたものと認められる令和5年2月検針分から令和6年4月検針分までの期間における通常の使用水量を超える水量に基づく水道料金に相当する部分（水道事業において漏水による水道料金の減免措置により減免された部分を除く。）の損害を与えたものである。

概 要 書

1 発生場所

伊勢市二見町松下地内

2 相手方

伊勢市二見町松下 1335 番地

二見しょうぶロマンの森維持管理組合 組合長 松本 昭一

3 概要

伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（以下「施設」という。）と施設に隣接する公衆トイレとは給水管が接続し、一つの水道メーターにより水道料金が算定されており、水道料金の支払は、施設の指定管理者である二見しょうぶロマンの森維持管理組合（以下「組合」という。）において行っている。

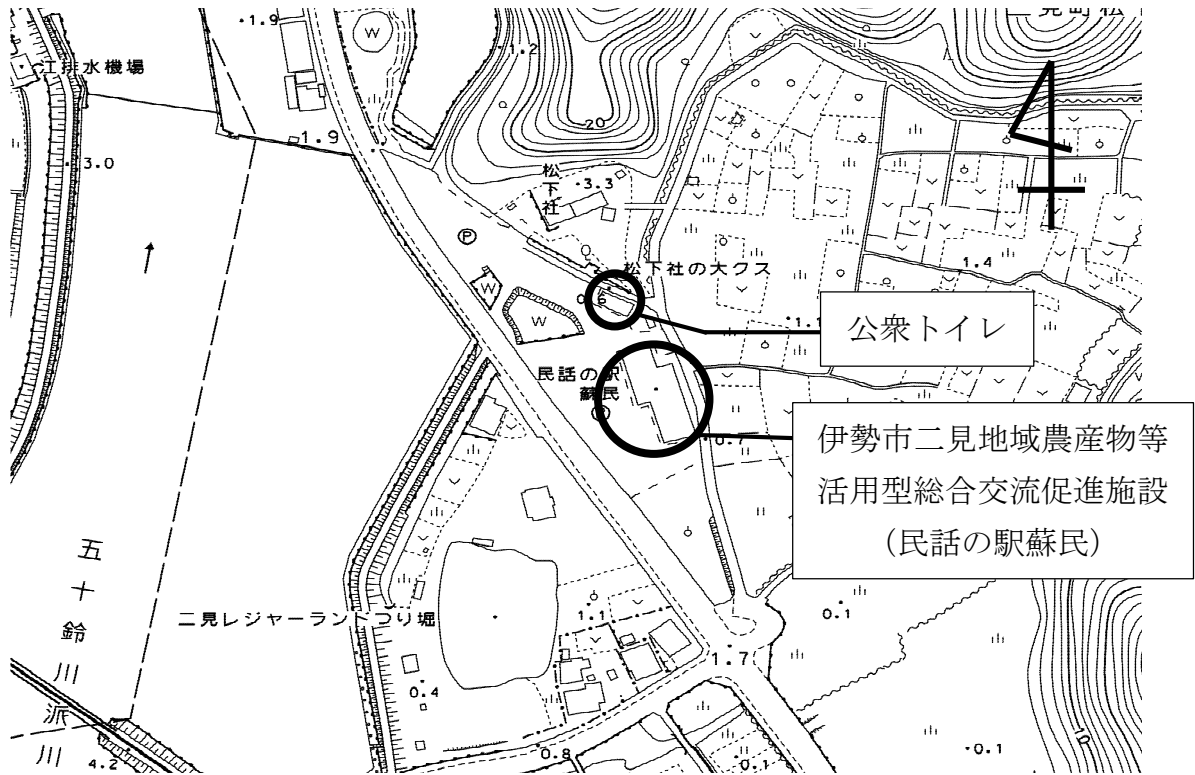
令和5年11月29日（水曜日）に組合から漏水の疑いがある旨の連絡があり、調査したところ、市が管理する公衆トイレの敷地内の給水管からの漏水であることが判明し、令和6年3月19日（火曜日）に修繕を行ったものである。

組合が支払った水道料金のうち、漏水により生じたものと認められる令和5年2月検針分から令和6年4月検針分までの期間における通常の使用水量を超える水量に基づく水道料金に相当する部分（水道事業において漏水による水道料金の減免措置により減免された部分を除く。）の損害を与えたものである。

4 損害額及び過失割合

項 目	損害額	過失割合	責任額
市 側	0 円	50%	73,816 円
相手側	147,633 円	50%	73,817 円

《位置図》



《見取図》

